

(別紙) 「西表島における特定自然観光資源制度取扱要領(案)」に関する意見募集(パブリックコメント)の実施結果について

No.	取りまとめ、整理後のご意見	見解、対応方針等
1	西表島エコツーリズム推進全体構想に従い特定自然観光資源の所在する区域への立ち入りを制限する件(令和6年8月29日 竹富町告示第83号)の四の(三) 立入りの承認を要しない行為について、意見があります。 私は研究活動のために決まった時期に来島し、調査を行っています。同四の(三)の三「大学その他学術研究を目的とする・・・」に該当すると思われるため、事前に町長宛てに調査計画書を提出し、特定観光資源の所在する区域へも調査で立ち入る予定でいます。その際、ガイドやパトロール等、他の方から「立ち入り承認書」の確認を求められる事があるかもしれません。「立ち入りの承認不要」につき、あくまで承認書は発行できないとは思いますが、調査計画書の提出により「承認不要」等が記載された文書(簡易で構わない)が発行できるのであれば、お互いにトラブルなくスムーズ活動できると思うので、本(案)で規定してもらえると助かります。	立入承認不要であることをを証する書類の発行については、その根拠規定が存在しないこと、事前の届出の要否も含め様々なケースがあり一律に発行することは困難であること、現地において提示のあった書類の真正性を判断することが困難であること等、様々な課題があるものと承知しています。 一方、西表島エコツーリズム推進全体構想に従い特定自然観光資源の所在する区域への立入りを制限する件(令和6年8月29日 竹富町告示第83号)の四の(三)の三については、その適用に当たって14日前までの届出を要件としており、これは届出に係る内容をあらかじめ巡視員において把握することで、ご指摘のあったような現場でのトラブルを回避することを意図して規定がなされていることから、まずは本制度を適切に運用することが重要と考えているところです。 いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
2	本(案)の全体につきまして、細かい事で恐縮ですが、「立ち入り」「立入り」「立入」等、複数の表現が見られます。ご確認ください。	文脈に応じ、「立入り」又は「立入」のいずれかを使用することとします。